

尾張藩木曾林政享保改革後の領民営農と切畠

大崎晃

- 一 問題の所在—木曾林政享保改革—
- 二 山間地利用法としての切畠
- 三 享保検地と切畠
- 四 王瀧村の営農と切畠
- 五 切畠地についての若干の問題
- 六 結語

中にて者は是を見とりとも申候由、其上米にて者少おさ免、雜穀にて納候故米ニはかりかへと申候夫々増をく巴ヘ米として納申候、其穀直ニ百姓江下用と申して相渡し候、(中略)雜穀扶持方ニ対してハ山江のほり檜樽貳拾六万八千百五拾八挺土居四千三百五拾貳駄切出し、山本にて此方江請取川狩出し方奉行共ニ御屋敷ぢ被仰付、錦織着木之にて候而名古屋奉行所へ相渡申候⁽²⁾

山国である木曾は田畠が少なく、享保以前の木曾谷中の建前としての年貢は千六百八拾貳石五斗五合とされた。しかし木曾は年貢の他に山から用

まず本稿課題の提起にあたつて、尾張藩木曾林政⁽¹⁾と享保改革の内容を簡略に整理するため、次の史料から始めよう。

- 一 木曾中御年貢物成
- 千六百八拾貳石五斗五合
- 木曾之田畠一所ニ町と無之、為之谷合かしこの川端ニ少宛有之ニ付、反畠地面上中下御座候事不罷成候ニ付、舛切と申物成にて納申候、國

類は役木で代納されるので木年貢と呼ばれ、田畠の少ない木曾の食糧事情を助けた。

また役木の他に藩府の需要で公役的に伐木搬出される用材に買木があり、その際の下用米として等級によつて一挺につき上樽五合、中樽四合、下樽二合が年貢から還付された。かくして年貢はすべて木曾谷へ還元されていることは次に記すとおりである。

米合千六百八拾弐石五斗五合

定納

内

米四百五拾六石

右村々御やく樽

扶持方ニ渡ス

此樽拾五万弐千丁 但壱丁ニ三合ツ、

米四百四拾八石弐斗五升六合

御やく土井扶持方ニ渡ス

此土井四千三百五拾弐駄 壱駄ニ壱斗三合ツ、

米七百七拾八石弐斗五升

御かい樽ニ渡ス

此樽拾壹万六千五百拾八丁 但壱丁ニ六合七勺ツ、

く連合 弐拾六万八千百五拾八丁

とい合 四千三百五拾弐駄

以上

慶長十八年癸丑五月廿三日⁽³⁾

田畠の少ない木曾では、本検地が行われる享保九年までの年貢は、表むきは無高であったが実際は見取によつて一六八二石五斗五合の定納とされ

た。この定納高は頭書に「木曾中」とあるように木曾谷全体に対する賦課で、各村の分担は中山道筋にあつて道中稼ぎのある村々は年貢のみなのに對し、山間にあつて木年貢による下用米が重要な村々は役木買木負担が多い、現実的になつていることが表1からみとれる。

木曾にはこの他に御免木という伐木処分公許の用材があつた。御免木には、木曾代官山村氏の役扶持として五〇〇〇駄の白木用材処分が免許された自分御免木あるいは拙者御免木と、木曾谷領民の木材加工品原料および白木用材として免許された六〇〇〇駄の谷中御免木とがあつた。次に林政の推移を史料を手がかりにみよ。

木曾之義往古ハ御巣山之外惣明山ニ而御年貢樽木弐拾六万八千五百拾八挺土居木四千三百五拾弐駄上納仕、其余拙者御免木五千駄谷中御免木六千駄家作木等も惣明山何方ニ而勝手次第ニ伐出切畠等も為致候、木曾被進候當も先規之通被仰出、江戸駿府御用名古屋大坂御城方普請材大仏其外寺社院御用木ハ御巣山内ニ而伐出往還役等相勤來候処、寛文五巳年田立村湯舟沢村惣山王瀧村之内鍼川入不残(以下地名略)御留山ニ相候、御免木之義も延宝四辰年六千駄之内三千駄ハ岡附ニ而出し、三千駄ハ板子壹万挺ニ切替此分運上壹分五厘ツ、御取立ニ相成候、貞享年中ニ御巣山新圃被仰付候存、追々明山場所狭く候処、元禄年中ニ上松小川入(以下地名略)御留山ニ相成、切畠之義も前々之通不仕様ニと被仰出、同四末年ニ至り右壹分五厘ツ、之運上ハ御免駄口運上先規之通百五拾兩ツ、御取立ニ相成、同十六末年雜木取交伐出度相願御免ニ相成、宝永年中惣明山檜楓檜明檜四種之生木御停止ニ被仰付、同六年五月より正徳二巳年迄五ヶ年之間金弐百両ツ、被下置て、同四年五月より享保三戌年迄又弐百両ツ、被下置、同九辰年鼠子生木御停止被仰

表2 嘉永四年木曾谷中田畠反別

村名	田方	畠方	左欄の内下々畠以下	下々畠の反当年貢
湯舟沢	町	町	町	升
馬籠	17.00	10.45	1.77	5.3
山口	12.23	19.63	9.19	5.2
田立	42.39	22.35	11.96	4.8
妻籠	36.28	11.68	8.39	6.4
蘭	13.97	25.04	13.61	4.1
三留野	9.48	14.79	7.11	4.0
柿其	21.17	15.77	9.06	3.9
野尻	9.41	3.23	1.20	3.8
与川	28.22	23.26	5.80	2.7
殿	15.21	7.79	4.11	3.2
須原	24.42	12.43	1.85	6.0
長野	9.36	15.99	4.14	5.8
荻原	36.03	20.50	5.18	3.6
上松	14.93	29.79	13.37	3.3
三尾	33.30	81.70	42.60	3.6
岩郷	6.22	42.89		
福島	12.53	36.03		
王瀧	19.76	51.27		2.6
末川	20.80	54.26		
西野		161.78	137.04	2.2
黒川		226.30	226.30	2.8
上田	9.41	55.73		
原野	14.32	59.40		
宮越	14.54	60.14		
菅	9.58	85.07		
藪原	12.25	61.45		
荻曾	7.11	161.99		
奈川	14.51	80.05		
奈良井	0.12	55.92		
賀川				

出所 1)「嘉永四亥年調 木曾谷宿村田畠反畠帳」(徳川林政史研究所蔵)。

表1 木曾村々年貢納高

村名	慶長七年御成箇郷帳高 ¹⁾				享保九年御年貢米 覚高 ²⁾
	納米	役博	買博	土居	
湯舟沢	石	挺	挺	駄	石
馬籠	30.000				59.328
山口	40.000				52.965
田立	91.728				185.409
妻籠	81.048	4,000	4,000		124.751
蘭	22.890				57.959
三留野	58.021	4,000	4,000		48.760
柿其	500				22.448
野尻	85.124			480	106.306
与川					38.134
殿	107.324			960	119.694
須原	47.813				50.475
長野	82.270			840	141.226
荻原	31.649	10,500	10,500		70.359
上松	124.160			960	157.508
三尾	39.499	10,500	10,500		53.446
黒岩	44.108				75.516
福島	28.683	19,000	11,000		65.827
王瀧	89.806				116.661
末川	48.415			1,200	74.270
西野	46.207	35,000	25,000		47.430
黒川	30.257	3,500	3,500		45.340
上田	33.324	4,000	3,000		60.526
原野	50.305	3,500	3,500		80.966
宮越	49.106	3,500	3,500		83.989
菅	21.875	3,000	3,000		98.823
藪原	21.875	6,000	6,000		43.969
荻曾	45.766	4,000	4,000		85.886
奈川	34.227	5,000	12,000		63.053
奈良井	6.900				71.230
賀川	150.000				55.701
	150.000				50.366
計	1,682.505	152,000	116,158	4,352	2,483.191

注) 合計は史料では公課額が記されている。

出所 1)「慶長七年壬寅 木曾御成箇郷帳」(徳川林政史研究所蔵)。

2)「享保九年甲辰自正月至十二月 留帳抜粋」(同)。

付(中略)、切畠之儀新規場所ハ勿論先規より仕来り場所ニ而も木立有之処ハ不相成旨被仰出候⁽⁴⁾

江戸時代初期の木曾では、役樽役土居をはじめ御免木の類は巣山を除けば広く存在した明山から伐出せた。しかし寛文年間から留山が増え、延宝年間から谷中御免木の内三〇〇〇駄に運上がかけられ、貞享年間には巣山の周囲に緩衝帯である鞘山が設けられ、元禄年間には谷中御免木三〇〇〇駄の運上は一五〇両の金銭に変わり樹種も雑木が加えられた。さらに宝永年間には檜櫟樺明檜が停止木となり、正徳年間からは御免木三〇〇〇駄が廃止になる代わりに二〇〇両が下付され(切替代金と称す)、享保三年には鼠子が停止木に加えられていわゆる御停止木曾五木といわれた。また停止木よりは緩い伐出し制限としての留木に栗松楓桂等があった。

ここから浮かんでくるのは、木年貢御役木の伐出しによってしだいに逼迫していく森林資源と、保全のため藩庁による規制を強めていく林政の姿である。このよつたな状況の中で享保九年に木曾林政史中でもつとも大きな、いわゆる享保改革が行われた。その要点は木年貢と下用米慣行を廃止し、以後年貢は一般村方と同じく穀租中心になつた。そのためこれまで検地が行われたことがなかつた木曾谷で検地が実施され、反別品等が定められたが、検地帳には一筆ごとの石盛は記帳されていない。検地帳では村々の検見による品等別平均取米と年貢高のみを記している。さらに改革は、これまで谷中御免木半分の三〇〇〇駄にかえて切替代金を下付してきたがこれを廃止し、残り半分の三〇〇〇駄に運上一五〇両を課した。さらに切畠についても山火事防止と立木保護のために規制強化の方向がとられた。ここに到つて混乱と困窮に直面した領民の姿を次の史料は物語る。

木曾御年貢之儀ハ古來ぢ山手ニ而樽木土居致上納、右代米春夏両度

ニ下行仕相立來り申候、然處御年貢木御免下用米相止申候而ハ谷中全體無高之場所ニ而僅之田地計ニ而ハ難相立、切畠等當并下用米之潤旁ニて渡世仕、御用往還役等も相勤申來り御座候、年來致來候送り方致不申候而ハ、名古屋辺とハ諸事違ひ山中之義ニ御座候ハ、外事ニ而償賄等之義振替可申法便無御座間古來ぢ之通被仰付被下候様ニ致度候⁽⁵⁾

林政享保改革最大の問題は、もともと田畠の少ない木曾谷において役木廃止は、下用米給付が途絶え夫食自給が厳しくなつたことである。尤も近世の木曾は単純な山村ではなく、領民は中山道の宿駅伝馬や中馬稼ぎ、木曾谷中や旅稼ぎの杣(伐木)と日用(運材)⁽⁶⁾等に精を出した。しかしそれは村々が街道筋にある恵まれた立地条件や、技術者を擁する家族構成や社会階層によつて限定されるところが大きい。したがつて田畠に乏しい多くの山間村を擁する木曾の場合、穀類増産はなおざりにできない問題であった筈である。その時の領民対応の側面について本稿は考えていただきたい。

二 山間地利用法としての切畠

役木・下用米慣行廃止後の木曾谷村方の職業について、しばしば引用される玉瀧村の史料がある。史料は飢饉が始まる天明四年だが、正月の日付がある。農家に関する部分だけを次に引用する。

一耕作人 歳百六拾二人

内

拾壹人

高持耕作のみニ而渡世仕蚕等指加ヘニ仕候、去年不作ニ而給物不足

ニ御座候此内至而難義之者も御座候

拾壱人

中高ニ候得共毎年給物大軀ニ而蚕等差加え渡世仕候、去年不作故
給物不足ニ御座候

三拾五人

高持中高之者共ニ候得共毎年蚕等差加え渡世仕候而も、式三分通も不足故
山持を以渡世差加仕候、去年不作ニ而其上持薄ク困窮仕候

六拾八人

中高小高ニ而耕作のみニ而ハ渡世難成、袖日用ニ罷出差加え仕候

六拾武人

小高ニ而作方少渡世難成、多袖日用ニ罷出渡世仕候

七拾六人

無高ニ而更作少々ツ、仕多袖日用ニ罷出渡世仕候、或ハ一季奉公
地方日雇等仕候、受作斗ニ而渡世仕候者無御座候⁽⁸⁾

王瀧村の耕作人すなわち農家二六三戸の内、高持一一戸と中高持のうち
一一戸は養蚕を副業にしながら農業を営む。中高持の残り三五戸とさらに
小さい中高持小高持の六八戸は農業だけでは成り立たず山稼ぎを兼業する。
小高持の残り六二戸は農業は営むけれど生計の主体は山稼ぎの方である。

無高持の七六戸は山稼ぎと奉公・日雇で、農業とは無縁である。分類の基
準は不明であるがこの史料によると、農業で生計を立てているのは二二戸、
山稼ぎを兼ねながら農業を営む農家が一〇三戸で、残余は美質上農家の範
疇とは遠いものである。また小作農家は「受作斗ニ而渡世仕候者無御座
候」とあって存在せず、耕作地絶対量の不足を反映している。

表2は木曾谷中の検地による田畠反別で、一部の記録が欠けるが、中木
曾地方を中心に畠方が多くを占め、そこでは品等も下々畠・野下畠・荒畠

が多く地力の低さが推定される。かかる状況の中で当時穀物生産の一方法
として行われた農法に切畠がある。切畠はかつて全国の山間地で広範に行
われたが、木曾谷の場合⁽⁹⁾は切畠稼行⁽¹⁰⁾を行ったが、その一つに制度の問
題が考えられる。切畠は技術的には焼畠のため、上毛を焼払うことが山火
事と尽山の原因になるとの危惧から、木曾林政享保改革で藩序は切畠稼行
を実質的に規制した。したがつて制度を遵守すれば切畠はしだいに減少し
ていくものであり、木曾谷農家にとつての意義も薄れる。しかし現実は如
何だったのだろうか。次の史料から始めよう。

切畠之儀新規場所ハ勿論先規より仕来り場所ニ而も木立有之処ハ不
相成旨被仰出候、然ル处百姓共難渋不立行此ニ付同(享保・筆者注)十
四酉年切畠之義差支無候之処ハ御免之旨被仰出、同年九月先規之通御免
之旨其外夫々御定被仰出候⁽¹¹⁾

享保九年から規制された切畠は、享保一四年に「御免」になるが、この
間「百姓共難渋不立行」と村々は窮乏し、緩和への歎願がくり返される一
方で違法者も現れた。この定法に背いて無断稼行をした者の处罚から、切
畠仕付者に対する奉行役所の態度について考えてみる。

享保十三年申二月十二日庄屋組頭不残、并切畠主長作助八彦七孫七
御屋敷へ被召出仰付候

山新左衛門様山源五右衛門様川小右衛門様竹中小市右衛門様小野貞
右衛門様御一座ニ而、庄屋組頭共時々氣を付不申候ニ付、不埒ニ切畠
致候段不届ニ被思召、依之庄屋式百文組頭壹百文ツ、過怠錢遣様ニと
被仰付候、切畠主長作助八義栗之木おも切候段不届ニ被思召過怠ニ雜
穀五升ツ、出候様ニ、孫七彦七ハ御志かり迄ニ而相済候段々御志かり

候道理被仰付候

右之通被仰付御奉行三輪徳兵衛殿肥田勘助殿へ相渡ス、此已後惣而切畠不願候而切返し不相成候事⁽¹²⁾

この一件は規制中のことなので当然処罰を受け、監督責任として庄屋組頭にそれぞれ罰金二〇〇文と一〇〇文、切畠仕付者の内百姓二名に対し留木である栗の木を伐つた廉も含め過科として雑穀五升(実際には別史料で稗で納めるとある)、他の関係者二名はお叱りで済んだ。一方厳罰で知られる

盜木の場合には、「右之者共去辰年(享保九年・筆者注)御巣山内ニて令盜木候、生木ハ切取不申由ニ候得共最初リ入込其体怪敷(中略)旁不届ニ付谷中追放被仰付候」と木曽谷から追放になり、前者との隔たりは大きい(通俗的に「木一本首一つ」といわれるが筆者の管見では、死罪はかなり大量にかつ悪質に行われた場合に限られ、一般的には追放処分が多かった)。定法に背いての切畠は盜伐に比べればいかにも微罪で、盜伐には窃盗として対処した

が、切畠は無届への咎を別にして支障のない限り現実容認の方向に転換しつつあつたのではないか。この間の規制から緩和に移行する時期にまたがつた一件で、奉行役所の対応が変わつていつたことを示す次の史料がある。

享保六丑年上松村久七安左衛門と申者、切畠内ニ而御停止之小檜曾木伐取候付、木曽谷中追放被仰付候

右久七安左衛門儀御停止之木所切取候者之儀ニ候へ共、此後享保十二末年同十三申年元文三年切畠ニ而小檜曾切取場所切越之者共御仕置、当分牢舍或ハ過料御叱等輕ク被仰出候處を以見候時ハ、此兩人年数も相立候得ハ御免被仰付候方ニ而も可召御座候哉と存候⁽¹⁴⁾

さきの上田村の場合同様切畠のために禁制の立木を伐取つた咎だが、一

件の発生が緩和以前だったので当事者は木曽谷追放に処されたが、以後同様の事件に対する処罰が牢舎・過料・御叱りへと軽減されていったので、その隔差調整に苦慮している様子が察せられる。ところで話が前後したが切畠認可にはどんな条件が設けられたか、享保改革で出されたいわゆる切畠法度の内容を次に示す。

差上申一札之事

一切畠之儀新規之場所堅御停止ニ候、先年5致切畠ニ來候場所も木立之所ハ勿論木立無き候而も御巣山御留山近辺又ハ山伝通路可成所ニハ新規同前堅御停止之筈ニ候間、此以後切畠之場所吟味仕直し而御役所江申達御見分之上切返可仕旨毎年堅く仰付奉畏候、切返畠仕候節ハ場所委細を吟味仕置庄屋組頭江相達右御見分交御免次第切畠可仕、若相背御見分不得請切返畠仕ハ、本人不及申庄屋組頭可分之越度ニも可被仰付候

一 村中草山焼申儀春中山々雪御座候節、風無き日を見合庄屋組頭吟味村中不残召連籠成焼可申候、焼留リ不申内者其場所ニそれ々々籠在外江火移リ不申様ニ致焼可申候儀、所々巣山御座候とも右之通可仕候事

一 草山井切畠焼申儀庄屋江も不相届内証ニ而御百姓中備相願人少ニ而籠成焼申候ハ、縱令ヘ火少も移不申候共其本人ハ不及申妻子共々籠舍其上ニ而急度御放可被付旨奉得、其意勿論相対ニ而被頼候テ籠相候ものも過怠籠舍可被仰付旨承知仕ヘ、并御百姓共5庄屋江相届候上ニ而庄屋手前ニ而不吟味ニ仕無御座之儀御座候ハ、急度越度可被仰付旨奉畏候御事

右之通被仰出候趣今度被仰渡奉承知候村中御百姓共ヘ申聞急度相守

可申候、万一年被仰付候趣相背候者御座候てハ、当人ハ勿論庄屋組頭何分之越度ニも可被仰付候

享保九年辰九月⁽¹⁵⁾

認可される場所は既存の場所に限られ、その場合でも木立の生えた所は除外される。播種仕付けに先立つ火入れ作業は共同で行い防火に万全を期し、萬一山火事を起こした場合は厳罰に処されるとし、この掻は村内百姓に読聞かされた。

三 享保検地と切畑

前章でもふれたが、木曽谷で田畑一筆ごとの検地が始めて実施されたのは享保九年である。木曽谷の享保検地帳は品等・反別・耕作人が一筆ごとに記帳され、村別にまとめられた冊子が存在するが、この検地帳はいずれも分米高が記されておらず石盛も不明であるのが特徴である。品等は田地を上田・中田・下田・下下田・野下田、畠地を上畑・中畑・下畑・下下畑・野下畑・荒畑に分けているが、切畑は記載がなく検地の対象にならないが年貢の扱いは如何に考えたらよいか。まず切畑の通常の概念を『地方凡例録』からみていく。

焼畑と云へ里方にハなく、山中にあることにて、信州に尤も多く、上州榛名山・赤城山などの様なる処、畠地にてハなく山の片岨の小柴草立の処を、小柴萱草とも焼て一雨受させ、灰の湿りたる処へ蕎麦・粟・稗等を蒔付け、肥養も用ひず、灰許りにて生立たる作物ゆへ、実入も宜しからず、實に夫食までに仕付ることなり、之を切替畑とも蘿畑とも云ひ、石盛等も至て低く、山畑よりも下々なり、然し蕎麦許り

ハ焼畑の分を極上とす、夫ゆへ信州・上州の山中の蕎麦ハ格別宜し、勿論年々同じ処に作付ハ為し難く、当年仕付たる処へ、來年ハ草萱立て次第にいたし置、外の所を焼畑にして作物を仕付け、右の草萱立てたる場処の草立の様子に隨ひ翌春・翌々春焼畑にいたし、一年或ハ二年替りに仕付をいたすゆへ切替畑と云、依て検地を受るとき、仮令バ十町の場を検地すれば五町か三町ならでハ作付をなさず、半分ハ一箇年も二箇年も休むゆへ、十町の場所にて五町か三町高受をなす、(中略)右焼畑にて山内木立ある場処、又ハ焼畑に成べき場処とも、一同に一山反別相改め、山高に請置、其内焼畑になる場処ハ作付をするもあり、是ハ切替畑と云はず山高なり⁽¹⁶⁾

この要点は、焼畑方式を探る木草地と畠地の切替畑を切畑とし、新しい開墾地である切起畑の広儀の切畑とは区別される。切畑は検地の対象となり、施肥を省くため生産性が低いので石盛は小さく「山畑より下々」である。反別は、年替りで仕付と放置をくり返すので實際の仕付面積で登録されるが、検地を受けた対象地はその何倍かになる。一方場所によつては、木草地と畠地双方をまとめて「山」として山高を納め本年貢は無反別になつてゐるところもある。

具体的な例として加藤衛拡の研究による武州西川地方の場合、切畑は寛文検地帳に下々畑として登録され、通常付随する「山」の持分も認められるのが慣行であった。したがつて下々畑は切畑であるし、切畑は下々畑並みの本租を負担したという。

しかし木曽の享保検地帳には切畑が記帳されてないことは先述したが、では木曽の下々畑が切畑にあたるかどうか検討したい。『地方凡例録』は切畑を「山畑よりも下々なり」と記し、検地上の品等をもつとも低く位置

づけている。この山畠が木曽享保検地のいすれに該当するか不明だが、木曾では下々畠の下に野下畠、さらにその下に荒畠があるがともに面積は僅かである。切畠は検地帳に記録されてないが、別の史料からある程度反別が推計される。後掲する木曽谷の典型的な山間村である王瀧村の切畠を含む農家個別反別(表3)から、この点について一つの示唆が得られる。切畠は先述のとおり年がわりの切替のため、仕付地反別を認可地反別が上まわるので切畠が下々畠より広いのは当然としても、下々畠を持たないのに切畠を仕付けたり、下々畠があつても切畠に閑与していなかつたりと、両者の面積上の関係は整合しない。したがつて木曾の場合、下々畠と切畠とは別るものだつたと考えたい。

さらに切畠に対する年貢の問題がある。木曾の享保検地帳では切畠の反別と石高の記載がない。また検地後に次の廻状が木曽谷の村々に下されたと推定されるが、切畠についてふれるところがない。

収納覚

一田方分ハ米一色ニ而上納可申候

一上畠ノ分ハ大豆一色ニ而上納可申候 但御断申上米ハ不苦候

一畠方ニ而中下下々野下荒畠之義米大豆小豆蕎麦稗 右五色之内勝手

次第上納可申候⁽¹⁸⁾

木曽谷の切畠に年貢が課され石高がつけられた記録は、今のところ知られていない。全国的にも低い生産性のために切畠が年貢の対象とされなかつたか、あるいは微少だつた地域も多いともいわれる。例えば筒井延夫による人吉藩椎葉の史料「椎葉山内農業稼方其外品々書付写」の紹介がある。

山内之ものとも焼畠作を専らにいたし其余力を以本畠致耕作候故少

分之場所に而も荒地同前にいたし置候儀と相見候此段心得違之事に候

第一本畠を大切に存時々之手入等不怠様に致其透々に焼畠作可致事に候作物之間々之草生候得は縦令肥しを入候ても草之計其情を吸取実成も無甲斐候然を人力を費候而も夫程之作徳無之候間向後は本畠作を第一に仕時々之手入不怠様にいたし尤本畠計に而は夫食等も可為不足候間其透々に焼畠作等致候様可心懸候⁽²¹⁾

この内容は本畠が疎かになつてゐるのは労働が焼畠(切畠)に集中しているからで、本畠第一に焼畠はその合間で致せという命令が出たことを示しているが、筒井の論理展開とは別にこの史料から本来は低生産性の焼畠(切畠)に農民の関心がより集中するのは、年貢の問題(無年貢または小年貢率)もあつたのではないかと推測したい。要するに切畠に対する管理制度や検地と年貢等行政のあり方は、時代や地域によつて種々であり幅を認めうる。木曾の場合も歴史上一般的があるいは特異的か、その位置づけにはさらに多くの判断資料の準備が必要である。

四 王瀧村の営農と切畠

木曽谷の山間村である王瀧村の営農と切畠の関係について、より具体的に分析を進める。享保地検帳は石盛りを欠くので品等別反別から石盛に近づくために、検地帳から王瀧村全農家の田畠品等別反別名寄せを試みたのが表3である。品等は田方は上田・中田・下田・下々田・野下田、畠方は上畠・中畠・下畠・下々畠・野下畠・荒畠に分かれ。

一方切畠には検地帳のよう公簿上の記録はなく史料はいたつて少ない。それでも切畠開始には切畠法度にあるように、奉行役所への申請、実地見分、認可の手順がとられ、その節に残された申請書見分書認可書には反別

と耕作人が記されている。享保検地が行われた享保九年の王瀧村全村の切畠記録は見つからないが、享保九年にもつとも近い全村記録として享保一三年の数点の史料が残存し、その反別名寄せから得られた各戸の切畠を表⁽²²⁾3に加えた。しかし残存史料は内容の重複や部分的欠落で全村の網羅は不可能である。切畠記録には史料的に限界のある点をことわっておきたい。

さらに表3中の切畠欄について若干注釈を要する。第一は史料が享保一三年ということである。木曾林政の画期は享保改革の享保九年で木年貢と下用米の停止、切畠の規制、本年貢上納で、木曾谷では穀物需要が逼迫し夫食確保のため切畠への希求が高まり、享保一四年の緩和へむかうが、享保一三年はその中間にあたる。第二は切畠史料に記された反別は、播種をした仕付地か切替後の予備地を含む全認可地かという点である。切畠は永続のためにあらかじめ切替後の用地の準備が必要で、史料表題にはしばしば「切畠切返御願御見分相済」とあり、これらは認可地全体を指すものと推定される。第三は共同申請地の個別持分の件である。小さな切畠は申請者個人への認可だが、広い面積の場合は火入れが共同作業に頼らねばならぬ点もあるが、それよりも入会地が利用されるので、共同で申請し認可も共同で得た。したがって表3の切畠欄は、個人持分と共同持の自己持分の合計額を載せるべきだが、共同持の個人持分配分法がどのようなものか、これまでのところ原則も実際も詳かでないので、ここでは共同持分者人数で均等割した反別を便宜的に記することとした。また入会地を共同認可された持分「村中」という場合もある。享保一三年の王瀧村上条(上嶋)地区(現地では俗称上条村と称した)は、一一五八町の切畠を上条村中として認可されているが、実際の用益者は上条地区の農民だけなのか、農民個々の用益権は均等なのかどうか今は不明である。王瀧村において一一五八町の切

畠は、当時もその後も最大級の面積で、切替等を通して切畠利用を安定させたことは疑いないが、今これを王瀧村個別営農分析にとり入れるには、三二戸の上条地区にとつては面積が大きすぎ、共同持分の問題等で未詳の部分も多いので、今回はこれを保留して王瀧村一般的の営農について考へることとした。

表3は享保検地帳の名寄に基づく王瀧村耕作者一二七戸分の品等別反別を、田畠合計面積の多い順に配列したものである。田と畠および品等と、性格の異なるものを合算するのは問題も残るが、検地帳には石盛も免率も記されていないので品等別反別を中心にして、第二章冒頭の王瀧村高持百姓の階層区分について考察する。一方所三男は、検見による享保九年の取米を上田二斗五升、中田二斗、下田一斗、下々田三升九合、野下田二升五合、上畠一斗八合、中畠六升二合、下畠四升七合、下々畠三升、野下畠二升、荒畠三合で、免率は二つ(二割)内外としている。⁽²³⁾これに基づいて推定反収を計算すると、上田一石二斗五升、中田一石、下田五斗、下々田一斗五升五合、野下田一斗二升五合、上畠五斗四升、中畠三斗一升、下畠二斗三升、下々畠一斗五升、野下畠一斗、荒畠一升五合となり、これを以下村内農家各層の分析に際しての基準にしたい。

順を追つて表をみると、まず高持耕作專業二三人層で、1番忠左衛門は七町五反もあるがその内六町五反が下々畠以下なので、推定実収は一三石程度であろう。3番戈右衛門は水田が一町五反もあるので、推定実収一八石程度と村内一である。5番彦八は持分の三分の二が水田で、畠地も村内ではめずらしく下々畠以下が少なく推定実収一三石程度か。2番彦兵衛は一町の水田に一町七反の畠地を有し推定実収一石程度で、典型的な上層高持層である。この層は水田の多い彦八を除き畠地の他に各人とも数町宛

下畠	下々畠	野下畠	荒畠	田地計	畠地計	田畠合計	切畠推定持分
畝	畝	畝	畝	畝	畝	畝	畝
48.23	566.23	11.18	67.25	41.10	709.03	750.13	572.21
31.25	119.22		6.01	106.16	168.07	274.23	1,100.20
12.00	55.03	39.05		149.29	116.24	266.23	328.10
38.21	105.26	24.28	8.08	68.22	192.03	260.25	525.00
49.01	22.00	0.22		161.10	94.13	255.23	
2.10	145.19	0.08		78.13	152.26	231.09	960.00
11.25	137.01	32.22	2.23	38.16	184.11	222.27	525.00
4.15	133.16	15.26		40.20	156.11	197.01	
12.03	117.01	1.10		36.21	138.05	174.26	1,440.00
12.26	91.02			64.09	104.28	169.07	1,479.15
12.21	59.12	1.17	4.24	70.28	94.25	165.23	1,273.00
4.08	79.22	10.28	2.28	34.21	125.28	160.19	
7.03	81.23	29.13		33.25	118.17	152.12	
28.17	59.08		11.06	48.04	104.04	152.08	150.02
28.27	42.06	32.16	0.15	44.06	106.19	150.25	360.00
4.17	110.09			34.01	114.26	148.27	374.28
9.22	64.21	23.19	5.19	36.29	105.24	142.23	468.04
9.00	75.29	10.25		38.04	101.07	139.11	656.02
14.14	34.27	12.09	5.10	57.06	81.05	138.11	569.27
21.14	45.23	5.17	1.26	31.25	105.14	137.09	373.17
11.00	68.17	7.28		37.28	92.17	130.15	83.10
	93.19			27.03	98.08	125.11	7.00
21.17	73.11		11.08	7.15	115.16	123.01	480.00
20.22	54.23		2.00	33.01	82.29	116.00	509.27
27.24	56.09	4.28		19.03	96.21	115.24	1,532.19
3.19	90.28		7.28	13.06	102.15	115.21	
2.02	54.07	18.08	1.00	38.17	76.27	115.14	963.08
48.00	12.12		20.05	28.21	85.25	114.16	40.00
3.18	87.26	7.06		15.00	98.20	113.20	311.01
21.23	17.15	35.21	3.00	33.20	79.22	113.12	1,091.12
26.25	36.19	5.27	5.15	31.04	80.22	111.26	387.06
13.10	26.07	28.20	6.03	24.27	84.21	109.18	230.00
20.29	73.17			11.10	97.16	108.26	360.00
13.02	52.03	0.23		41.00	67.21	108.21	730.14
37.16	17.05		4.00	34.21	73.29	108.20	822.19
2.10	69.13	11.17	5.02	16.16	88.12	104.28	
1.22	57.14	3.15	3.03	32.11	71.04	103.15	516.01
26.18	38.00	1.03	4.00	24.11	78.19	103.00	186.00
	87.16	0.21		10.20	89.07	99.27	30.20
10.27	50.14		2.12	26.19	72.13	99.02	997.11
22.14	61.08	4.18		10.04	88.10	98.14	
24.09	53.02			13.28	82.06	96.04	51.01
9.07	46.09	7.16	0.24	27.17	66.24	94.11	
2.14	81.06	1.10		6.00	85.00	91.00	1,041.01
9.07	58.26			17.22	69.19	87.11	
12.03	19.02	25.19		23.05	61.23	84.28	47.13
15.26	34.02	3.27		27.27	56.25	84.22	79.22
6.23	20.19	13.05	1.24	36.14	46.06	82.20	13.10
6.02	32.18	9.24	2.10	18.12	64.05	82.17	651.00
16.27	34.29			27.18	54.20	82.08	1,419.00

表3 享保九年信州筑摩郡王瀧村検地反別および享保十三年切畠用益推定持分

番号	高持百姓	上田	中田	下田	下々田	野下田	上畠	中畠
		畝	畝	畝	畝	畝	畝	畝
1	忠左衛門	13.16	8.09	14.20	4.25		7.28	6.06
2	彦兵衛	25.16	28.03	50.08	2.19		2.12	8.07
3	戈右衛門	117.15	19.20	3.10	3.10	6.04	1.00	9.16
4	彦七	3.23	15.06	35.10	14.13		0.27	13.13
5	彦八	29.07	29.06	89.05	13.22			22.11
6	六郎兵衛	3.15	38.14	14.16	21.28			4.19
7	喜右衛門	7.05	7.02	14.17	9.22			
8	小兵衛	1.22	5.21	10.00	23.07		1.00	1.14
9	権七	9.01	11.20	9.13	6.17		1.20	6.01
10	彦三郎	12.00	12.02	40.07				1.00
11	作三兵衛	18.16	29.16	22.06	0.20		1.28	14.13
12	八兵衛	11.26	1.17	16.29	4.09		0.28	27.04
13	彦作	2.15		16.22	14.18			0.08
14	彦十	2.17	43.05	2.12				5.03
15	吉蔵	5.16	3.25	16.02	17.13	1.10		2.15
16	丹波	10.25	16.00		7.06			
17	彦平	7.28	9.04	5.21	14.06			2.03
18	久作	12.00	5.06	10.18	10.10		3.14	1.29
19	久七	39.09	6.14	11.13				14.05
20	助蔵	14.12	8.14	6.06	2.23			30.24
21	徳左衛門	5.19		9.10	22.29		1.26	3.06
22	七郎兵衛		3.01	7.05	16.27			4.19
23	清三郎	4.08		3.07				9.10
24	作平	10.02	3.19	19.12			1.22	3.22
25	又七	8.28	1.23	7.27	0.15			7.20
26	長蔵			13.06				
27	之作	11.13	8.18	6.03	12.13			1.10
28	与右衛門	2.19	15.29	7.18	2.15			5.08
29	善兵衛	6.28		8.02				
30	惣兵衛	2.28	6.14	14.04	9.24			1.23
31	与作	10.16	12.22	5.28	1.28			5.26
32	忠兵衛	5.02		4.11	13.06	2.08		10.11
33	半三郎		9.26	0.20	0.24			3.00
34	与三郎	6.08		15.28	18.24		1.23	
35	彦左衛門	11.27	20.11	1.22	0.21		2.14	12.24
36	茂平治			16.16				
37	次郎八	23.26	6.26	1.19			1.15	3.25
38	孫十	4.02	1.29	18.10				8.28
39	吉平	9.16		0.04	1.00			1.00
40	惣右衛門	5.11	10.01	11.07			3.17	5.03
41	孫兵衛	2.04	2.17	5.13				
42	与七	7.00		6.28			1.13	3.12
43	伝七	2.23	12.08	7.20	4.26		0.15	2.13
44	久右衛門	2.00	0.08	2.04	1.18			
45	長助	8.00		9.22			1.03	0.13
46	与左衛門	11.21		1.26	9.18		0.19	4.10
47	市郎兵衛	3.24	11.21	12.12				3.00
48	久六	5.19	7.16	4.27	18.12		2.15	1.10
49	七兵衛	11.07	3.08	3.27			2.06	11.05
50	久兵衛	7.12	7.25	8.11	4.00		2.24	

下畠	下々畠	野下畠	荒畠	田地計	畠地計	田畠合計	切畠推定持分
畠	畠	畠	畠	畠	畠	畠	畠
13.07	36.25	0.04	6.16	11.17	69.08	80.25	243.04
21.27	22.23		3.10	25.08	53.27	79.05	921.01
14.09	35.26		3.00	10.08	65.23	76.01	1,020.20
37.26	22.18	1.00		11.07	62.19	73.26	886.06
16.02	27.19			29.19	43.21	73.10	39.15
11.06	11.08	36.13		13.22	58.27	72.19	51.00
	52.02	0.06	0.04	17.12	53.24	71.06	60.00
21.11	31.06			16.17	54.09	70.26	1,042.00
	53.00			15.02	55.05	70.07	
14.29	27.24	6.23		17.06	52.03	69.09	70.00
5.14	35.23	0.23		25.06	43.09	68.15	927.21
8.05	38.15			17.01	49.24	66.25	516.01
29.03	19.18			12.07	54.08	66.15	
5.05	34.04	12.27		12.03	54.05	66.08	184.10
12.23	21.29			25.12	40.22	66.04	877.01
30.14	11.06		3.06	12.02	52.11	64.13	0.12
6.11	50.04		3.06	4.08	59.21	63.29	
14.26	5.29	4.28		33.00	30.19	63.19	103.19
0.21	37.27	8.20	2.06	10.08	52.20	62.28	10.00
16.03	14.20	8.01	7.10	11.03	50.19	61.22	
2.20	34.28	9.17	5.18	7.09	54.10	61.19	12.06
2.23	5.16	30.27	4.00	14.13	45.16	59.29	
13.15	30.00			12.16	44.06	59.22	
5.15	35.27			15.05	44.15	59.20	
17.02	10.14	3.12	6.20	11.22	46.26	58.18	
38.01	8.08			11.18	46.09	57.27	
27.18	17.07	0.12		11.00	46.21	57.21	576.00
4.10	26.17		20.07	5.15	51.04	56.19	
11.27	32.20	0.10		10.07	46.11	56.18	
0.27	34.20	1.14		17.07	39.05	56.12	60.00
0.13	21.19			30.06	25.07	55.13	148.12
10.20	12.15		1.10	24.17	27.03	51.20	288.00
16.21	13.29			9.04	42.11	51.15	4.27
1.21	18.28	7.26	13.06	9.08	41.21	50.29	
11.03	18.28		3.10	9.05	41.11	50.16	
16.21	13.06	2.04		14.04	36.09	50.13	
13.25	19.19			16.16	33.14	50.00	1.10
0.20	25.16			18.08	31.17	49.25	180.00
4.12	19.18			14.28	34.26	49.24	636.06
	44.13			4.02	45.04	49.06	
19.03	5.02	1.04		21.15	27.12	48.27	140.00
9.18	21.24		1.00	8.13	40.09	48.22	61.19
17.01	15.01	2.01		8.27	36.03	45.00	
9.11	10.08	10.27	0.20	12.25	31.27	44.22	177.09
0.11	12.28	16.19	7.20	6.29	37.18	44.17	
14.08	5.25	1.18		18.17	25.03	43.20	3.10
	8.19	25.00	0.05	8.24	33.24	42.18	228.10
4.02	12.25		3.21	8.01	34.16	42.17	0.22
5.03	23.08			11.14	30.10	41.24	30.00
	28.11	4.06		8.22	33.00	41.22	516.01

表3 享保九年信州筑摩郡王瀧村検地反別および享保十三年切畠用益推定持分(続)

番号	高持百姓	上田	中田	下田	下々田	野下田	上畠	中畠
		畝	畝	畝	畝	畝	畝	畝
51	助十	8.14	0.16	2.17			0.26	11.20
52	彦六	4.06	14.14	4.10	2.08		1.17	3.10
53	又右衛門	9.07		1.01				12.18
54	次郎兵衛	2.08	7.12	1.17				1.05
55	惣三郎	0.27		20.17	8.05			
56	又兵衛	2.10	5.24	2.12		3.06		
57	九郎兵衛	9.00	2.12	1.10	4.20			1.12
58	与平	0.19	4.25	11.03				1.22
59	小三郎	1.00	7.05	2.18	4.09			2.05
60	庄三郎	4.17	2.25	9.24				2.17
61	彦蔵	2.08	0.11	8.28	13.19			1.09
62	太郎七	4.00	4.05	8.26			1.25	1.09
63	泉寿院	6.00	0.18	5.19				5.17
64	長次郎	5.15	3.14	3.04				1.29
65	小作	4.00	4.27	7.07	9.08			6.00
66	喜兵衛	5.01	0.20		6.11			7.15
67	平八			4.08				
68	助三	14.13	4.08	6.23	7.16			4.26
69	惣吉	2.25	7.13				1.19	1.17
70	市助	1.04	1.14	8.15				4.15
71	佐吉			3.23	3.16			1.17
72	次右衛門	2.28	3.13	4.05		3.27	0.11	1.29
73	弥三郎		5.05	7.11			0.21	
74	清兵衛	1.02	5.25	0.08	8.00			3.03
75	茂右衛門	6.15	2.18	2.19			0.20	8.18
76	忠次郎			11.18				
77	長右衛門		7.14	3.16				1.14
78	佐平	0.22		2.13	2.10			
79	小八郎	4.11		5.26			0.29	0.15
80	安右衛門	0.29	8.12	7.26			0.14	1.20
81	長八	4.18	0.20	11.16	13.12		2.05	1.00
82	助右衛門	8.21		15.26			2.18	
83	吉左衛門	5.15		3.19			1.08	10.13
84	由兵衛			9.08				
85	伊之助	5.18	2.22		0.25			8.00
86	彦右衛門	2.27	2.25	8.12				4.08
87	平左衛門	6.26		9.20				
88	惣十	4.14		5.18	8.06		1.20	3.21
89	助作	6.15	3.13	3.12	1.18		1.09	9.17
90	与九郎		2.17	1.15				0.21
91	太郎兵衛	3.27	3.10	5.12	8.26			2.03
92	平作	4.14	1.00	2.29				7.27
93	次郎助	4.26		4.01			0.12	1.18
94	長七	2.15	0.16	5.26	2.10	1.18		0.21
95	作蔵			4.09	2.20			
96	太郎吉	5.17		6.12	6.18			3.12
97	藤七			8.03	0.21			
98	久左衛門	3.07		4.24			0.18	13.10
99	作右衛門	8.05		3.00	0.09		1.04	0.25
100	太郎助	8.22						0.13

下 畠	下々畠	野下畠	荒 畠	田地計	畠地計	田畠合計	切畠推定持分
畝	畝	畝	畝	畝	畝	畝	畝
22.19	9.25			8.18	32.27	41.15	4.04
14.02	2.19		5.29	13.27	26.20	40.17	49.04
14.21	10.22		4.16	9.16	31.00	40.16	303.10
0.20	32.03			6.20	32.23	39.13	
7.18	13.28	4.12	3.00	6.01	33.11	39.12	240.00
14.16	14.23	2.20		7.25	31.09	39.04	
0.06	11.24	10.04		12.15	24.29	37.14	1,210.00
8.28	15.21		0.06	10.23	26.16	37.09	
10.10			1.10	18.12	18.20	37.02	65.22
8.23	1.10		10.00	5.11	31.04	36.15	
0.16	11.16	0.18	2.20	19.27	15.18	35.15	60.00
1.24	28.13			3.23	30.07	34.00	31.00
0.24	15.19			16.08	17.13	33.21	
0.04	6.12	18.14		7.19	25.00	32.19	
6.10	5.05	8.12		7.15	24.27	32.12	
9.10	16.05			5.00	27.09	32.09	259.00
6.05	12.10			6.17	24.23	31.10	96.00
0.22	9.24	13.21		6.25	24.07	31.02	225.00
4.08	10.22	3.12	0.06	10.12	20.16	30.28	
2.18	16.04	2.05		8.05	22.00	30.05	75.00
11.16	2.17		3.20	11.04	18.27	30.01	
8.08	11.05			1.25	27.23	29.18	40.00
6.18	8.25			6.11	21.25	28.06	367.00
4.05	6.01		6.15	7.03	19.23	26.26	
0.07	24.21			0.03	26.08	26.11	
8.21	3.02			5.29	19.11	25.10	240.00
8.08	4.21			12.10	12.29	25.09	61.00
5.23	3.04			8.23	15.25	24.18	118.00
	3.03	14.17		6.04	17.20	23.24	7.01
2.26	6.16	2.20		6.29	16.07	23.06	516.01
	2.24	15.13		4.25	18.07	23.02	
8.16	3.08	4.24		4.05	16.18	20.23	105.00
4.13	3.27	3.21	3.01	4.03	16.02	20.05	
5.00	2.11		3.16	4.16	11.21	16.07	
1.14	7.11	2.22		3.20	12.12	16.02	40.00
3.22	4.01			3.26	7.23	11.19	
	5.19			1.15	7.07	8.22	

表3 享保九年信州筑摩郡王瀧村検地反別および享保十三年切畠用益推定持分(続)

番号	高持百姓	上田	中田	下田	下々田	野下田	上畠	中畠
		畝	畝	畝	畝	畝	畝	畝
101	彦助	0.20		7.28				0.13
102	作左衛門	2.21	9.05	2.01				4.00
103	市右衛門	2.22	0.19	6.05				1.01
104	半兵衛			6.20				
105	佐次兵衛	3.15	0.13	2.03				4.12
106	作助			7.25				
107	惣七	5.05	5.15	1.25				2.25
108	喜之助	7.24	0.23	2.06			1.21	
109	彦惣	4.20	4.18	0.16	8.18		1.20	5.10
110	小十郎	2.26		2.15				11.01
111	彦太助	0.26	12.25	6.06				0.08
112	新兵衛			2.21	1.02			
113	権兵衛	3.14	3.10		9.14		0.15	0.15
114	徳兵衛			3.13	1.14	2.22		
115	吉右衛門		3.00	4.15				5.00
116	権助	5.00					1.22	0.02
117	孫七	3.04	0.26	2.17				6.08
118	五郎三			4.02	1.21	1.02		
119	久太	3.24	3.08	3.10				1.28
120	与吉	0.21	4.20	2.24				1.03
121	又助	1.18	9.11	0.05				1.04
122	又十郎	0.03	1.08	0.14				8.10
123	与惣	3.14		2.27				6.12
124	助作		1.27	5.06				3.02
125	寅坊			0.03				1.10
126	六兵衛	4.21		1.08			1.23	5.25
127	徳右衛門	8.05	2.15	1.20				
128	伊右衛門	3.08	1.15	2.20	1.10			6.28
129	六助				5.10	0.24		
130	庄助	4.05		2.24				4.05
131	久三郎			3.22	1.03			
132	彦次		2.20	1.15				
133	太郎			2.25				1.00
134	権十郎	2.14	0.09	1.23			0.12	0.12
135	平吉		2.27	0.23				0.25
136	長兵衛			3.26				
137	助三郎			1.15				1.18

出所 「享保九甲辰年七月 信州筑摩郡王瀧村検地帳」(徳川林政史研究所所蔵)。

「享保十三年申三月 王瀧村切畠書上帳」(同)。

「享保十三年申三月 切畠御見分控帳 王瀧村」(同)。

「享保拾三年申三月 王瀧村切畠切返御願御見分相済帳」(同)。

の切畠の持分がある。しかし切畠記録に残る反別は切替予定地を含む認可地であることが多く、その内当該年の播種仕付け地面積は数分の一前後と推定され、六反乃至七反で米換算一石の収穫があるとみられる。

先の高持百姓階層区分の内、耕作のみで生計を立てられる二二戸の内高持中高層の下位へ目を転ずると、18番久作は水田四反畠地一町だが八反は下々畠以下で、推定実収は四石程度、19番久七は水田の割合が六反と多いが分だけ恵まれ推定実収七石程度、20番助蔵は水田が少なく畠地が多いが下々畠以下に集中せず全般に分散しているので久作より恵まれ、推定実収五石程度となる。このあたりの階層は耕地が狭いので、各戸あたり持分数町前後の切畠の営農上の価値が高くなつてくる。一戸当たり米換算二石近い収量は、実際には雑穀を作るのに三石程度になり夫食確保上の意味は大きい。

次の高持中高層一〇三人は、不足を補仕事等で補いながら耕作を営む農家である。例えば、30番惣兵衛は水田三反畠地八反で村内の平均規模だが、推定収量は僅か三石程度でこれは同家の切畠収量と拮抗する。52番彦六は水田三反畠地五反で、同家の推定収量も切畠収量とともに三石程度、65番小作は水田三反畠地四反で、収量と切畠はともに二石半程度である。しかし50番久兵衛は水田三反畠地五反で、推定収量一石半程度に対し切畠が四石余、58番与平は水田二反弱畠地五反強で、推定収量二石程度に対し切畠は三石余、107番惣七は水田一反畠地二反半しかないが、切畠四石と推定され、同家は切畠が夫食の主体になつてている。紙面の都合から以下は全村的状況は表3に委ねることとした。

当時切畠は木曾谷で広く作られ営農と深くつながつていた。しかし詳細にみると、上層高持農家は営農規模が相対的に大きいため切畠の重要性は

低いが、これより営農規模が小さいが大多数を占める中高層農家にとつて切畠は営農上不可欠で、田畠の少ない木曾谷の中堅農家にとつて農業維持の分岐的であった。一方小規模小高持層にとつては、もはや谷中の農業では「渡世難成柾日用ニ罷出」たので、農業への執着は弱く切畠は広がらなかつた。

次に切畠の営農状態についてみよう。切畠の記録は少ないが、享保七年八年の王瀧村切畠収穫量の史料⁽²⁴⁾がある。しかしこれには反別の記載がなく、直近の記録として享保九年の同村二子持地区崩越地区の反別史料⁽²⁵⁾が残っているので、この二地区に限定して分析を進める。表4・表5は享保七年八年の戸別切畠収穫量で、稗・粟・蕎麦・大豆・小豆の収穫量が載っている。雑穀と米の年貢換算率は米一升につき小豆一升、大豆一升五合、蕎麦二升、稗二升だが、地力の消耗度は逆に小豆・大豆がもつとも高く蕎麦稗が低い。種下し後施肥のない切畠は、小豆・大豆の連作はできず、蕎麦・小豆か大豆・稗粟の順に輪作を一仕付期終わつたら切替える場合が多いといわれるが、この表では小豆・大豆の連作は少ないものの、地力消耗の小さい粟の連作が多くみられる。

反別はやむを得ず享保九年の史料で代行すると、一戸当たり平均は二子持地区が一町二反崩越地区が一町一反になる。この反別はさほど広くないので認可地ではなく仕付地すなわち種播地と考えられる。二子持地区一四戸の面積は合計一六町八反三畝九歩、崩越地区二二戸の面積は合計二四町七畝二一步を基にして、異種の穀物を単純に合算するのは問題も残るが、二ヶ年間の平均収穫は、二子持地区四三八斗四升八合、崩越地区四八八斗から平均反当収量を試算すると、二子持地区二斗六升一合、崩越地区二斗三合、二地区の平均反当収量は二斗三升二合となる。これを仮に畠地のよ

表4 王瀧村二子持地区切畠収穫

高持百姓	享保七年 ¹⁾						享保八年 ¹⁾						七・八年		播種 ²⁾ 面積
	稗	粟	蕎麦	大豆	小豆	計	稗	粟	蕎麦	大豆	小豆	計	合計	平均	
忠兵衛	俵	俵	俵	俵	俵	俵	俵	俵	俵	俵	俵	俵	俵	俵	反
八兵孫	8	1	2	4		10	6	5	1	2	1	7	17	8.5	18
久吉左衛門	8	2			3	12	2		7	1	9	7	19	9.5	21.2
茂右衛門	2	2			5	15	2	4	1	1	6	1	3	1.5	10
惣右衛門	2	4	9	5	1	14	4	2	2	1	4	4	24	12	18.6
彦左衛門	3	3	1	3		14	5	2	1	1	4	8	11	5.5	10.5
又右衛門	7	7			4	6	5	2	2	1	4	7	22	11	16.2
喜兵衛	4	3	3	4		7	7	2	1	2	1	4	9	4.5	10
久左衛門	3	3			3	1.25			2	1	2	4	21	10.5	23.3
小泉寿院	6	3			3	1	2		1	2	0.3	1	11	5.5	9.1
惣	3	3			3	33.25	5	16	13.3	6	0.3	3	6	5.5	20.5
計	6	76	13	7	7	109						67.05	175.55	8.25	4.12
														0.3	0.3
														3	2
														0.3	0.2

出所 1)「享保八卯年十二月 王瀧村切畠穀物観帳」(徳川林政史研究所所蔵)。

2)「享保九辰年四月 二子持崩越切畠帳」(同)。

うに正租が課せられる場合を仮定して賦課対象収量を米に換算すると、先述したよう、雑穀は平均して米の三分の二程度と推定され、二子持・崩越二地区平均収量二斗三合の三分の二、すなわち一斗五升三合程度が石盛となり、さきの所三男による品等別反収の下々畠一斗五升に相当する。かくて切畠の生産性が下々畠並みとすれば、元来田畠の乏しい木曾谷で切畠はたとえ場所が山間遠隔地であるにしても、それだけ下々畠を増やしたと同等の収穫をもたらしてくれる。それは階層によつては當農上絶対に近い条件になつてゐる場合もある。

次に切畠は、次の切替までの仕付期間すなわち作付期間はどの位だろうか。享保七年・八年王瀧村切畠収穫量史料には、兩年で延一九〇枚の切畠の切替記録がある。そこで、これを類型化してみると、第一は切替に際して「右之(此)畠來年捨申候」(三三枚)、「此畠秋切ニ仕御座申候」(五枚)、「右之畠捨申候來年切替ニ心かけ置申候」(一枚)とある合計三九枚だが、これだけでは来年は停止することがわかるけれども今までに何年使われたのか不明である。第二は「右之畠來年も作り可申候」(七二枚)、「右之畠壱弐(両)年も作り可申候」(六八枚)で、二年間仕付る(作つた)ことがわかるが、昨年以前および再来年以後は不明である。第三は「右之畠」三年も作り可申候(四枚)は三年間におよぶことが知られ、「右之畠三四四年も作り可申候」(六枚)では四年間、「右之畠四五年も作り可申候」(一枚)では五年間の場合もある事がわかる。しかし五年間は一枚と例が少ないので検討をするが、二年間は確実とみられるので、おおよそ切畠仕付期間は二年以上四年以内と推定される。

表5 王瀧村崩越地区切畠収穫量

高持百姓	享保七年 ¹⁾						享保八年 ¹⁾						七八年		播種 ²⁾ 面積
	稗	粟	蕎麦	大豆	小豆	計	稗	粟	蕎麦	大豆	小豆	計	合計	平均	
彦左衛門	俵	俵	俵	俵	俵	俵	俵	俵	俵	俵	俵	俵	俵	俵	反
彦十	3		1		4	5	8		0.1	1		2.1	13	6.5	8.9
吉右衛門				3	3	5			0.1			5.1	6.1	3.05	5.5
佐吉		0.3		0.3		0.4						0.4	8.1	4.05	7.5
又七		3		3		2			0.2			2.2	1.2	0.6	10
市助	6	5	3	14		6	1					7	54	2.25	19.2
孫十		2		2		2			0.3			2.3	4.3	2.15	9.3
彦次	2	1	1	4		1		1	0.2			2.2	6.2	3.1	3
清三郎	2	2	2	4		3	0.1			1		4.1	8.1	4.05	22.5
彦六			1.3		1.3		1					1	2.3	1.15	3.7
与作	2	3		5		2	0.05	1.1				3.15	8.15	4.07	13.9
又助	1	1	0.25	2.25		2		0.25				2.25	5	2.5	7
作左衛門	2		3	5		1				2		3	8	4	9.9
助藏	1		4	5		5	0.1			0.2		5.3	10.3	5.15	22
市右衛門	3		1	4		2				1		3	7	3.5	7.5
助作		1	2	3		2						2	5	2.5	7.1
与七	1		0.3	1.3		1	1	0.2				2.2	4	2	5.3
作平			6	6		5				2		7	13	6.5	11.2
半三郎		3		3		5						5	8	4	7
次郎兵衛		3		3		4						4	7	3.5	5.4
彦七	10	7	4	21		13		3	1	17		38	19	44.5	
助三		2	0.25	2.25		2						2	4.25	2.12	5.7
計	33	41.1	28.3	102.4		72.4	3.35	7.35	8.2	92.3		195.2	97.6	239.4	

出所 1)「享保八卯年十二月 王瀧村切畠穀物覧帳」(徳川林政史研究所所蔵)。

2)「享保九辰年四月 二子持崩越切畠帳」(同)。

表6 王瀧村地区別切畠収穫量

地区	享保七年						享保八年						七八年合計
	稗	粟	蕎麦	大豆	小豆	計	稗	粟	蕎麦	大豆	小豆	計	
二子持	7	76	14	8	7	112	俵	俵	俵	俵	俵	俵	俵
崩越		41		45.1	29.3	115.4			33.25	6	16	13.3	69.05
上条	55	30	89.2	22.4	1	198.1	15.4	41.3	77.4	3.06	11.35	8.2	181.05
諸村	160	33	22	23.35		238.35	36	38.4	24.1	19.25	1.18	122.28	216.41
淀地	48	11	3	3.2		65.2	52	10.05	5.3	5.4		73.25	320.38
三沢	120	144	17	49.2		330.2	13	70.1	17	45.35	1	146.45	355.35
野口	170	1	56.4	0.3	2	238.2	68	3.2	50.2	1		122.4	477.15
計	568	336	202.1	153.05	39.3	1298.45	184.4	275.2	150.31	117.35	24.18	752.44	361.1
													2051.39

出所 「享保八卯年十二月 王瀧村切畠穀物覧帳」(徳川林政史研究所所蔵)。

五 切畠地についての若干の問題

切畠は仕付(作付)後地力が衰えれば放置され新規の場所へ移る。放置された場所はその後どうなり、また再び切畠に切替えられるのは何年後かについて考える。次に切畠切替に際しての史料がある。

寛保二戌年之分

一 樽 沢	三町	但四拾年已前二切	相分不申
一せうの森	壱町半	但右同断	
一樽沢渡	三町壱町半	但三十年已前二切	
一 牧 入	半町	但右同断	
一大 原	五十町	但十九年已前二切	
一二子持	三町	但廿九年已前二切	
一子ノ嶋	四三町間	但右同断	
一 春 山	廿八町	但廿六年已前二切	
一 鈴沢入	武町	但廿六年已前二切	不相分
寛保三年亥年之分			
一 やく引	三町半	但十五年以前二切	柴山

一 赤沢入	壱町半	但廿年以前二切	木立
一 三 沢	武町半	但十三年以前二切	不相分
一 風 原	四町	但四十五年以前二切	松類木立
一 滉 越	三町	但廿年以前二切	不相分
一 同所向川渡	五町	但廿年以前二切	木立
一 同所向入	三町	但右同断	同
一 からかけ	武町	但三十七年以前二切	柴山
一 大材之置	壱町半	但右同断	
一 文化七年内改	三町	但享保十三申年切候	相見雜木立
一 水 洞	武町	但享保十三年二切	
一 本谷平付	四町	但天文二年二切	右同
一 風 原	壱町半	延享元年二切	
一 なめり	六町	但明和四年二切	同
一 九 藏	武町	但明和四年二切	雜木立
一 馬越原	五町	但明和四年二切	不相分
一 熊取沢	武町	但延享元年二切	當時切畠 ²⁶ 並柴山二成

史料の項目は上から順に場所、縦横の長さ、前回切畠切替から今回切替までの期間、切替前の地目の順に記されている。まず地目では、切替時そこは前回の切畠後に草山柴山雜木立になつており、また農民にとつては採肥林場薪炭林の入会林野として営農上重要な土地でもあつた。こうして次の仕付地に切替られるまでの間地力回復をはかるという、生態的な一種輪作上の土地利用形態が切畠である。

では前回切替から今回切替までどのくらいの期間があつたかとなると、寛保二年の分は平均二七年、寛保三年の分は平均二三年半、文化七年の分は平均六七年であつた。史料が乏しいため断定はできないが、すべて切畠は万遍なく周期的に切替が循環していたのではなく、条件によつて好まれた所とそうでない所があつた。また一九世紀に切畠用地が不足するようになると、条件が悪くてしばらく使用されなかつた古い切畠が循環に組み込まれる場合もあつたとも考えられる。一方四章でふれたとおり切畠の一仕付期間は三年前後なので、寛保年間の様式で切畠を切れ目なく持続するには、他に仕付面積の数倍の認可地を確保しておかなくてはならない。

ついで王瀧村享保一二年の三七九町五反九畝(表3)である。享保九年の改革で「切畠之儀新規之場所堅御停止」になり、「切畠ニ來候場所も木立之所」「御巣山御留近辺」「山伝通路可成所」も「堅御停止」、さらに「切畠之場所吟味仕直し」「御見分之上切返可仕」と実質切畠は規制された。こうした中では仕付地面積が享保九年の二二一町を上まわるとは考えにくく、むしろそれより減少したのではないか。それにしても認可地はその数倍の数百町を擁したことになるが記録はない。今のところ三七九町には仕付地認可地の両方が含まれている可能性が高いが、全認可地はこれを下ることはなかつただろう。

ついに享保一四年「切畠之義差支無候之處ハ御免」となり、切畠は拡大し、仕付地面積の増加と寛保年間の様式では数倍の、文化年間の様式なら十数倍の認可地が存在したと考へられるが、仕付地認可地のまとまつた記録は見つかっていない。ただ切畠の申請・見分・認可・書上等で切畠に組みこまれた場所の分散した記録を、可能な限り重複を排して拾つたのが表7である。どの年代においても仕付地認可地の復元を果たすことは不可能だが、ともあれ記録された四三一五町(表7)がその全てでない点を注意すれば、王瀧村の切畠稼行農家九六戸(表3)が、数町までの規模ならば一仕付期三年として十数回で循環する体系を想定することは可能と思われる。

最後に切畠用地には入会地が多く充てられたと考へられる。切畠願申請人は、小規模なものは個人だが、二人から十数人の共同も多く、しがいに区画単位が大きくなると「村中」共同が増加した。ただし王瀧村の例ではこの二二一町一反は切畠仕付地面積が認可地面積かだが、これを認可地面積とすると仕付地面積はその数分の一になり、四章でふれた二地区平均反収二斗三合より高くなりすぎてしまうので、ここは仕付面積と考えたい。

王瀧村々中ではなく、当時村内の地区を俗に村と称していたことに由来する村内地区共同の意である。ただし村中内部の持分配分がどのようになつていたかについては今回は詳らかにできなかつた。⁽²⁷⁾

表7 信州筑摩郡王瀧村切畠御免場所面積

年 度	御免場所	享保 9 年 以後の累積	備 考	出 所*
尾張藩木曾林政 享保改革後 の領民營農と 切畠	町 享保 9 211.11	町	内1158町上条村中 内 672町上条村中 内 192町上条村中	享保九辰年四月二子持崩越切畠帳と享保八卯年十二月王瀧村切畠穀物覚帳よりの推定値 享保十三年申三月王瀧村切畠書上帳 享保十三年申三月切畠御見分控帳王瀧村 享保拾三年申三月王瀧村切畠切返御願御見分相済帳 享保十三申年カ切畠御免場所書抜帳王瀧村 享保十三申年カ切畠御免場所書抜帳王瀧村 同 同 元文元辰年カ切畠切返之分書抜帳王瀧村 同 同 宝曆五年八月亥年願切返畠御見分覚之帳 元文元辰年カ切畠切返之分書抜帳王瀧村 明和四年亥九月王瀧村切返畠御免場所申渡帳 元文元辰年カ切畠切返之分書抜帳王瀧村 文化十一年戌三月切畠御願場所御改
	町 享保13 1337.95	1549.06		同
	町 享保15 34.83	1583.89		同
	町 享保16 75.75	1659.64		同
	町 享保18 255.2	1914.84		同
	町 元文 1 151	2065.84		元文元辰年カ切畠切返之分書抜帳王瀧村
	町 元文 2 85.8	2151.64		同
	町 寛保 2 902.7	3054.34		同
	町 寛保 3 60.6	3114.34		同
	町 延享 1 114.3	3228.64		同
	町 延享 4 22.8	3251.44		同
	町 延享 5 316.5	3567.94		同
	町 宝曆 5 186.1	3754.04		宝曆五年八月亥年願切返畠御見分覚之帳
	町 宝曆 6 221.2	3975.24		元文元辰年カ切畠切返之分書抜帳王瀧村
	町 明和 4 154.03	4129.27		明和四年亥九月王瀧村切返畠御免場所申渡帳
	町 文化 7 103.8	4233.07		元文元辰年カ切畠切返之分書抜帳王瀧村
	町 文化11 82.8	4315.87		文化十一年戌三月切畠御願場所御改

* 德川林政史研究所所蔵。

延享五辰年之分	一樽沢	一せうの森	一大原	一大牧入	一樽沢渡	一子ノ鳴	一二子持	一春山	一九藏洞	一やく引	一赤沢	一三沢	一風原	一瀧越	一同所向川渡
壱町半	壱町半	壱町半	壱町半	壱町半	壱町半	壱町半	壱町半	壱町半	壱町半	壱町半	壱町半	壱町半	壱町半	壱町半	壱町半
壱町半	三五町	三四町	壱町半	壱町半	武三町	壱町半	廿八町	武三町	武四町	八廿町	半町	三壱町	壱町半	八町	三町
木立	不相分	松類立	相分不申	木立	柴山	不相分	同	草山	相分不申	草山	当時畑二て作	当時畑二て作	当時畑二て作	同	相分不申
三五	右同断	瀧越村	瀧越村	弥吉	彦太	藤吉七蔵	上条村	烟元彦右衛門	右同断	二子持村	上条村	烟元七	淀地村	右両村	三沢村

一同所向入　式町　同　右同断

一からかけ　壱町　柴山　烟元　忠左衛門

一小谷渡　三町　壱町半　草山　野口村

一鈴沢入九歳　六町　不相分　上条村²⁸

史料の項目は、上から順に切畠の場所・縦横の長さ・切替前の地目・切畠願申請人である。先の寛保年間の史料では前回切替からの期間が記されているが、ここにはそれがない代わりに申請人が載っている。個人の他に地区の俗称である中共同が多いが、この中でもつとも広い六七二町が彦右衛門を烟元にして申請している。六七二町は個人の切畠としては大きすぎ、彦右衛門は当時王瀧村の庄屋だったことから共同申請者の代表と考えられるが、切畠には王瀧村中という例ではなく、彦右衛門が居住する地区である上条(上嶋)村中である。

六 結 語

木曾林政における享保改革、すなわち木年貢の廃止と下用米慣行の停止、享保検地と穀租上納に直面した木曾谷領民の対応について、これまで宿駅陸運関係や木曾谷内外の恤仕事等各方面への展開が指摘されてきた。だがその実現は恵まれた立地条件と技術者階層という空間的・社会的範囲に限定され、一方では夫食自給の困難者も存在した。

山間地の村々は田畠が少ないため必然的に、しかし農民にとつてはそういうことが自然である耕作にむかい、切畠を営んだ。本租の対象である田

畠が検地によって正確に記録されるのとは異なり、切畠の史料はいたつて乏しく、木曾谷全体の切畠を数量的に把握することは困難である。代表的山間村である王瀧村の場合、享保検地の耕作人一三七人、田方二八町六反二畝・畠方八五町四反八畝なので、一戸当たり平均八反三畝となる。切畠は史料上認可地と仕付地の区別が困難なことが多いが、認可地の数分の一が仕付地と仮定しても王瀧村の場合享保の切畠仕付地は田畠合計よりも広く、以後幕末へむけ認可地が増加するので仕付地も増加したと推定される。切畠の生産性は低く木曾の場合下々畠相当とみられるが、王瀧村の耕地自体が元来下畠・下々畠とそれ以下が七割を占める。また木曾には当時切畠本租の記載がない。したがって高持上層農家にとって切畠の価値は低いが、村内最多の中高層農家にとり切畠は當農にすつかり組みこまれ夫食自給に欠かせない存在である。しかし小高層農家は村内當農では生計が立たず農外稼ぎにむかい切畠を行わない。享保一三年の王瀧村切畠稼行者は九六戸であった。切畠は三年程の耕作後草地柴山に切替え、二〇年乃至五〇年の地力回復期間が必要なので、仕付地の数倍乃至十数倍の認可地の存在が永続の条件である。享保八年の王瀧村切畠仕付地二二一町はほぼ実数に近いと考えられるが、幕末のそれは不明である。ただ切畠認可地四三一五町に史料上捕捉できなかつた分を考慮して推定すると、享保期と同数あるいはそれを越えると考えられるが確証はない。

従来切畠の認識は、享保改革による新規禁止、低い生産性、少ない史料等のために軽視の傾向にあつた。しかしその後窮状を訴えた領民の願いを容れ規制は緩和され、実際にかなりの面積が認可された。切畠は林政史上の時期、木曾谷中の場所、山間村の階層によつては、領民生活にとり従来の認識以上に重要な意味があつたのではなかろうか。ただし今回も史料の

希少性の障壁は幕末には特に越えることができず、定量的裏づけと十分な論議に堪える復元までに至れなかつた。

註

- (1) 木曾林政史に関してはこれまで多数の成果があるが、ここでは代表的な徳川、所二氏による若干をあげるに止める。
- 徳川義親『木曾山』(自家版、一九二五年)、同『木曾林政史外』(自家版、一九三六年)、所三男「木曾の検地」(『信濃』八巻二二号、一九五六年)、同「採取林業から育成林業への過程」(徳川林政史研究所研究紀要)昭和四四年度、一九六九年)、同『近世林業史の研究』(吉川弘文館、一九八〇年)、同『近世木曾林業の基盤』(徳川林政史研究所研究紀要)昭和五五年度、一九八〇年)、同「木曾の御免白木」(徳川林政史研究所研究紀要)昭和五六年度、一九八二年)、須田努「木曾櫛木役と生業」(徳川林政史研究所研究紀要)第三二六号、一九九一年)。
- (2) 「木曾根元集」(徳川林政史研究所蔵)。
- (3) 「慶長七年壬寅木曾御成箇郷帳」(徳川林政史研究所蔵)。
- (4) 「寛政九巳年御年貢木并御買櫛下用記録」(徳川林政史研究所蔵)。
- (5) 同(4)。
- (6) 徳川義親『木曾の村方の研究』(徳川林政史研究所、一九五八年)。
- (7) 藤吉信博「木曾の林業における庄屋と仕出元緒」(徳川林政史研究所研究紀要)昭和四三年度、一九六九年)、所三男「林業労務者と林業村落」(徳川林政史研究所研究紀要)昭和五三年度、一九七八年)。
- (8) 「天明四年辰正月王瀧村家業調書上帳」(徳川林政史研究所蔵)。
- (9) 徳川義親『木曾の村方の研究』(徳川林政史研究所、一九五八年)に若干の資料がある。
- (10) 加藤衛拡「寛文検地と切替畑」(徳川林政史研究所研究紀要)第二七号、一九九三年)は、武州西川地方の研究で示唆に富む。
- (11) 「寛政九巳年御年貢木并御買櫛下用記録」(徳川林政史研究所蔵)。
- (12) 「享保十一年内午五月村中地方萬事覚扣帳 上田村」(徳川林政史研究所蔵)。
- (13) 同(12)。
- (14) 「宝曆三癸酉歳谷中御用向廿三山村家御状留卷」(徳川林政史研究所蔵)。
- (15) 「寶延四未年王瀧村手形帳」(徳川林政史研究所蔵)。
- (16) 大石慎三郎校訂『地方凡例録』(近藤出版社、一九六九年)。
- (17) 加藤衛拡「寛文検地と切替畑」(徳川林政史研究所研究紀要)第二七号、一九九三年)。
- (18) 「宝永五享保迄諸記録 王瀧村庄屋松原彦右衛門」(徳川林政史研究所蔵)。
- (19) 古島敏雄「焼畑農業の歴史的性格とその耕作形態」(農業経済研究)第一六卷第一号、一九四〇年)。
- (20) 简井延夫『日本林政史研究序説』(東京大学出版会、一九七八年)。
- (21) 農林省「日本林制史資料 江戸幕府領人吉藩預所」(同省、一九七一年)。
- (22) 「享保十三申年三月王瀧村切畑書上帳ひかへ」「享保拾三申年三月王瀧村切畑返御願御見分相済帳」「享保十三申年三月切畑御見分扣帳 王瀧村」(徳川林政史研究所蔵)。
- (23) 所三男「木曾の検地」(『信濃』八巻二二号、一九五六年)。
- (24) 「享保八卯年十二月王瀧村切畑穀物覚帳」(徳川林政史研究所蔵)。
- (25) 「享保九辰年四月二子持崩越切畑帳」(徳川林政史研究所蔵)。
- (26) 「元文元辰年五切畑切返之分書抜帳 王瀧村」(徳川林政史研究所蔵)。
- (27) 丹羽邦男「地租改正における焼畑の把握」(徳川林政史研究所研究紀要)昭和六二年、一九八八年)。同書は切畑と焼畑の概念の差は描いても、切畑の問題理解にとつて示唆に富む。
- (28) 「元文元辰年五切畑切返之分書抜帳 王瀧村」(徳川林政史研究所蔵)。